

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第24号(平成28年4月発行)
豊能町建設環境部環境課
電話:072-736-1190(直通)
FAX:072-738-3407
E-Mail:kankyou@town.toyono.osaka.jp

~~~~ 植木剪定くずは可燃ごみの日に出さないで！ ~~~~

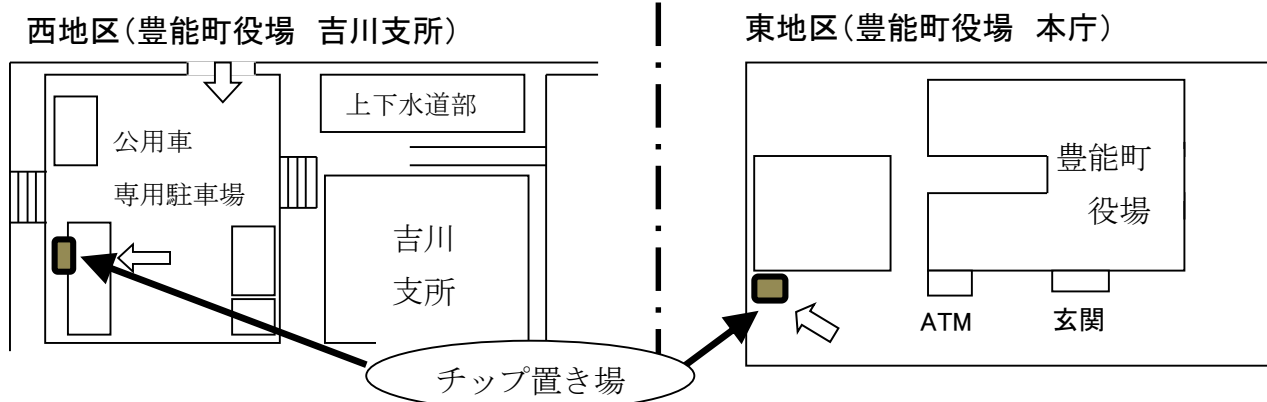


植木剪定くずを資源化しています

町では、ごみの減量・再資源化事業の一環として植木剪定くずをチップとして資源化する事業を行っています。

庭木等を剪定した枝や葉は直径5cm未満、長さ80cm未満の大きさにして可燃ごみではなく、植木剪定くずの収集日に排出してください。チップ化されたものは、家庭菜園などにご利用できます。

本庁及び吉川支所に、チップを用意しておりますので必要な方は自由にお持ち帰りください。(持ち帰りに必要な袋やスコップなどは、ご自身でご用意ください。)



～平成29年で町制40周年！～ 人とみどりが輝くまち 豊能町



# 次期「豊能町ごみ処理基本計画」の策定に向けて

～第2回豊能町廃棄物減量等推進審議会が開催されました～



平成28年2月26日（金）、第2回豊能町廃棄物減量等推進審議会が開催されました。

今回の審議会では、ごみの減量目標と資源化目標など「豊能町ごみ処理基本計画」の基本的な考え方等についての審議を行いました。今後は、「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」の検証と合わせて継続して審議することとなりました。

なお、当日配布資料については、町ホームページの「第2回審議会が開催されました」のページで閲覧（ダウンロード）できます。また、第1回審議会の議事録については、「第1回審議会が開催されました」のページで閲覧（ダウンロード）できます。なお同資料等は、本庁1階の「行政情報コーナー」及び吉川支所1階の「閲覧場所」でも閲覧できます。

\*第2回審議会議事録については、次回審議会承認された後、町ホームページ等で公開する予定です。

## 第3回豊能町廃棄物減量等推進審議会の開催予定

【日時】平成28年5月27日（金）午後6時

【場所】豊能町役場 本庁 2階 大会議室

【議題（予定）】「豊能町ごみ処理基本計画」の策定について

【審議会の傍聴について】

審議会の傍聴をご希望の方は、当日、午後5時30分から審議会の開催時刻まで会議室入口付近において受付をします。（定員は10名程度）なお、当審議会は原則公開ですが、会議の内容により一部が非公開となる場合がありますのでご了承ください。

## リサイクル情報板をご活用ください

町では、ごみを減らす取組の一環として、ご家庭にある不用品を有効に活用していただくため、「譲りたい」品物、「譲ってほしい」品物を取りまとめ、それらの情報を【リサイクル情報板】に掲示して提供しています。

この掲示板は、役場本庁、吉川支所、西公民館及び中央公民館に設置しています。

また、町ホームページ（<http://www.town.toyono.osaka.jp>）にも掲載していますので、「譲りたい」、「譲ってほしい」品物がある方は、環境課（０７２－７３６－１１９０）までお問合せください。（ご利用は、豊能町在住、在勤の方に限ります。）

### 国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」のベビー用品リユースシステムについて

循環型社会構築のため、地域でのごみ減量活動を進めている国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」（以下「ゆめほたる」）では、不要となったベビー用品のリユース活動を推進しております。

家庭で使われなくなったベビー用品（※次の方が利用可能な物）を「ゆめほたる」に提供いただくと、他の提供されたベビー用品やおもちゃと交換できるポイント『かえるポイント』を付与します。

提供いただいたベビー用品はコーナーに展示し、必要な人が『かえるポイント』を使い家庭へもって帰っていただくことで、資源が有効利用されるシステムとなっています。

国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」

問い合わせ先 ０７２－７３５－７２８２



# 犬の登録・予防注射について

犬の所有者は、狂犬病予防法の規定により、毎年1回、所有している犬に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。かかりつけの獣医師か狂犬病予防集合注射（「広報とよの平成28年4月号」に日程を記載）等で、必ず受けるようにしてください。

また、犬の登録は狂犬病予防法で義務付けられています。まだ登録がお済みでない方は、この機会に登録しましょう。

## 愛犬と過ごすための大切なルール

### ●周囲に迷惑をかけない

犬のフンや鳴き声、においなどの苦情が多くあります。犬が苦手な人もたくさんいます。周りの人に迷惑を及ぼすことのないよう正しく犬を飼いましょう。



### ●フンの放置はしない

散歩中のフンは、自宅に持ち帰って捨てましょう。

他人の家の前にフンを放置するなど苦情が多く寄せられています。

### ●しつけをする

愛犬との信頼関係を築くために、叱るだけでなく、ほめてしつけましょう。



### ●不妊・去勢手術を受けさせる

生まれてきた子犬を不幸な目に合わせないため、無計画な繁殖はやめましょう。また、手術をすることで、愛犬の病気予防にもなります。

### ●犬がいなくなったら、必ず自ら探す

すぐに環境課や、大阪府動物管理指導所 箕面分室、豊能警察署(737-1234)に届け出て、必ず探してください。

### ●10頭以上飼うなら多頭飼育の届出を

犬と猫をあわせて10頭以上飼われている方は、大阪府へ届け出てください。

(大阪府動物愛護及び管理に関する条例により届け出が必要です)

## 万が一、愛犬が人をかんでしまったら！

犬の飼い主は、直ちにその旨を、大阪府に届け出なければなりません。

【届出先】大阪府動物管理指導所 箕面分室 072-727-5223

## 放し飼いや放し散歩は禁止されています！

普段は大丈夫でも、交通事故の可能性や人をかんでしまうこともあります。